

市県民税・国民健康保険税・介護保険料

令和3年度 申告相談

お問い合わせ先

・税務課
Tel 23-0115
・須木庁舎住民生活課
Tel 48-3132
・野尻庁舎住民生活課
Tel 44-1100

市県民税・国民健康保険税・介護保険料の

申告は3月15(月曜)まで

新型コロナウイルス感染症
対策を徹底して実施します

今年も申告の時期になりました。日程表のとおり申告相談を実施します。この申告は令和3年度の市県民税、国民健康保険税、介護保険料の算定資料となります。申告が必要な人は各申告会場で申告ください。税務署で所得税の申告をする人は、市県民税の申告は必要ありません。なお、申告期間中は、担当職員が各会場に向いて不在となるので、本庁での申告受付はできません。必ず各申告会場で申告ください(申告日程は3ページ)。

※市県民税は、個人住民税とも言います。

感染症対策に協力ください

申告相談は、新型コロナウイルス感染症の対策を実施して行います。3密の機会を減らすためにも所得税の申告はマイナンバーカード方式によるスマートフォン・タブレットなどでの申告を検討ください。申告会場に来場の際は、手洗いやマスクの着用をお願いします。また体調が悪い人は来場を遠慮ください。また、

受付前に検温を実施して37.5度以上などの発熱がみられる人、過去2週間以内に新型コロナウイルス流行地域・拡大地域への往来や接触があった人や家族がいる場合は入場をお断りします。

なお、来場された車で順番待ちをしていただく場合もあります。感染防止策へのご理解とご協力をお願いします。

確定申告書・市県民税申告書には、個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入にもない、申告書に個人番号の記載が必要です。また、申告書を提出するときに本人確認が必要となり、申告する本人の個人番号の「番号確認」と「身元確認」を実施します。本人確認に必要なものは次のとおりです。

- ▼番号確認
個人番号カード
- ▼身元確認
個人番号カード、運転免許証、健康保険証など

確定申告書は、電子申告で
税務署に提出します

確定申告書は、書面に代わり電子申告で税務署に提出します。電子申告には、「利用者識別番号(16ケタ)」が必要です。税務署からの案内で事前に交付されているなど、すでに利用者識別番号を取得している人は番号が記載された書類を申告会場に持参ください。なお、以前小林地区の中央公民館会場で申告相談を行い、そのときに番号を取得した人は、持参する必要はありません。申告の内容などによって書面提出となる確定申告書もあります。

申告しなかった場合

次の証明書の交付や各種申請手続きなどができない恐れがありますのでご注意ください。

- ▼所得証明書・課税証明書
- ▼市営住宅・県営住宅の申請
- ▼児童手当申請
- ▼幼稚園・保育園・認定こども園の入園申請
- ▼医療費などの給付

申告の対象者

◆令和2年中に次のような所得がある人

- ・営業所得(自営業、外交員、大工職、左官職、ホステス職など)
- ・農業所得
- ・不動産所得(貸地、貸家など)
- ・雑所得(年金(個人年金、遺族年金、障害者年金を含む)、原稿料など)
- ・一時所得(生命保険の満期返戻金など)
- ・譲渡所得(土地、建物などの売却による収入など)
- ・シルバー人材センターからの配分金

※農業、営業、不動産といった事業所得がある人は、必ず事前に収入と経費の計算をして収支内訳書などを作成してから申告会場に来場ください。計算をしていない場合は、計算後に受け付けるため、順番が前後する場合があります。

※一時所得やシルバー人材センターからの配分金について申告する人は支払証明書を持参ください。

令和3年度申告相談日程 市県民税・国民健康保険税・介護保険料

月日	曜日	小林地区 (受付時間) 午前：9時～11時 午後：13時～15時 ※中央公民館駐車場8時～		須木地区 (受付時間) 午前：9時～12時 (内山地区のみ9時30分～) 午後：13時～16時		野尻地区 (受付時間) 午前：9時～11時30分 午後：13時～15時30分 ※2月15日、19日は11時まで受付	
		対象地区	会場	対象地区	会場	対象地区	会場
2月10日	水	細野1区	南部いろり村	—	—	野尻1区	やすらぎ荘
2月12日	金	細野2区	南部いろり村	—	—	野尻2区	やすらぎ荘
2月15日	月	細野3区	南部いろり村	—	—	野尻1・2区 (午前中のみ)	やすらぎ荘
2月16日	火	西堤区 北堤区 南堤区(木場)	農村環境改善センター	内山	内山地域福祉センター	—	—
2月17日	水	水流迫区 南堤区(岩瀬・下堤)	農村環境改善センター	—	—	野尻5区	いきいきコミュニティセンター
2月18日	木	北西2区	東方研修館	奈佐木	須木庁舎	野尻6区	いきいきコミュニティセンター
2月19日	金	東方2区	東方研修館	奈佐木	須木庁舎	野尻5・6区 (午前中のみ)	いきいきコミュニティセンター
2月22日	月	東方1区	東方研修館	麓	須木庁舎	—	—
2月24日	水	北西1区 北西3区	西ノ原農村集会所	永田	須木庁舎	—	—
2月25日	木	南西2区 南西4区	西ノ原農村集会所	永田	須木庁舎	野尻3区	野尻庁舎
2月26日	金	南西1の西区 南西3区	西ノ原農村集会所	原	須木庁舎	野尻4区	野尻庁舎
3月1日	月	真方1区	中央公民館	中河間	須木庁舎	野尻3・4区	野尻庁舎
3月2日	火	真方2区	中央公民館	夏木・堂屋敷	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月3日	水	真方3区 坂元区	中央公民館	上九瀬	須木庁舎	—	—
3月4日	木	南真方東区 南真方西区 南真方区	中央公民館	下九瀬	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月5日	金	上町の全区 永田町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月8日	月	上町の全区 永田町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月9日	火	通り町区 種子田区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月10日	水	後川内区 南西1の東区	中央公民館	全地区	須木庁舎	—	—
3月11日	木	西町の全区 緑町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月12日	金	南島田区 本町区 仲町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎
3月15日	月	新生町区	中央公民館	全地区	須木庁舎	全地区	野尻庁舎

※譲渡所得がある場合、内容によっては税務署での申告が必要になります。

◆給与所得者で次のいずれかに該当する人

・勤務先で年末調整がされていない。

・年末調整に含まれない扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける。

・給与所得以外に年金所得や農業などの事業所得があった(給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告が不要な人でも、市県民税の申告が必要な場合があります)。

◆公的年金の受給者のうち、次のいずれかに該当する人

・公的年金収入以外に給与所得や農業などの事業所得があった。

・年金の源泉徴収票に記載されない扶養控除、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などを受ける。

※公的年金の収入金額の合計額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人は所得税の申告(確定申告)は不要ですが、所得税の還

付を受けるための還付申告をすることができません。また、所得税の申告が不要でも、扶養控除などの各種控除を受ける人は市県民税申告が必要です。

◆令和2年中に次のいずれかに該当する人

・生活保護、遺族年金、障害年金、児童扶養手当、傷病手当、雇用保険などの非課税となる収入のみで、ほかに収入がない。

・市外に住所がある家族の被扶養者となっている(例：市外に単身赴任中の夫に扶養されているなど)

◆申告に必要なもの

◆申告者全員に共通するもの
・個人番号カードなど個人番号が確認できるもの
・運転免許証、健康保険証な

ど身元確認ができるもの
・印鑑(シヤチハタなどのスタンプ印不可)

◆各対象者のみ持参するもの
▼給与、年金の収入がある人
源泉徴収票、給与支払証明書など

▼農業、営業、不動産などの事業所得がある人
令和2年中の収入と支出がわかる帳簿、収支内訳書、領収書など

▼帳簿記帳をしていない人は事前に収入金額と必要経費を計算して収支内訳書を作成のうえ持参ください。

※肉用牛を出荷した人は、売却証明書を持参ください。

※前年に農業所得にかかる減価償却資産があった人に事前調査票を送付していただきます。円滑かつ迅速な申告相談の実施を目的としていますので、市へ調査票を未提出の人は、早めの提出をお願いいたします。

▼一時所得(生命保険の一時金や満期返戻金など)がある人
収入金額と払込保険料などの必要経費がわかるもの(保険会社など支払元から送付される書類など)

▼社会保険料控除を受ける人
社会保険料控除証明書(国民年金保険料、社会保険任意継続保険料など)

※市の申告会場で申告する人は、ほけん課発行の「納付確認書(申告用)」は必要ありません。

※令和2年中に転入した人で前住所地で国民健康保険税(料)などの納付をしている場合は、前住所地自治体発行の証明書が必要です。

▼生命保険料控除、地震保険料控除を受ける人
保険会社が発行する生命保険料、損害保険料、地震保険料などの支払証明書

▼障害者控除を受ける人
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳など

▼医療費控除を受ける人
「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」のいずれか

※明細書を作成して添付すること、領収書の提示と添付が不要となります。ただし、領収書は本人が5年間保管します。

▼寄附金税額控除を受ける人
寄附先から発行される証明書など

▼所得税の還付を受ける人
口座振込を希望される場合は、申告者本人の名義の預金通帳など

お住いの地区の申告会場で申告できない場合

◆須木地区(須木庁舎)
3月5日～3月15日

◆野尻地区(野尻庁舎)
3月3日、10日を除く3月2日～3月15日

◆小林地区(中央公民館)
3月1日～3月15日

◆野尻地区(野尻庁舎)
3月3日、10日を除く3月2日～3月15日

※小林地区(中央公民館)は、3月15日まで地区の割り当てをしております。日によって大変混雑する場合があります。

●問
・小林税務署
TEL 23・3126
・税務課
TEL 23・0115

案内

令和3年1月1日現在
固定資産税償却資産
の申告について

地方税法341条第4号に
規定する償却資産を所有する
事業者は、法人・個人を問わ
ず申告する義務があります。
◆地方税法341条第4号に
規定する償却資産とは
①土地・家屋を除く事業用の
資産（機械類や建築物、備品
など）
②法人税法または所得税法の
規定により減価償却額（費）
として申告する資産のうち、
次にあげる以外のもの
・取得価格が少額な資産（例…
取得価格が10万円未満または
耐用年数が1年未満のもの）
・その他政令で定める資産
◆申告対象者
令和3年1月1日現在、市
内に事業用資産を所有してい
る人または事業所、農業法人
など
※工場や商店などの経営だけ
でなく、農業経営、アパー
ト経営、太陽光発電による

ひとり親世帯などへ
の臨時特別給付金
（再支給分）
新型コロナウイルス感染症
の影響を受けているひとり親
世帯等を支援するため、ひと
り親世帯臨時特別給付金の再
支給を行います。令和2年12
月11日時点で「基本給付」の
申請をされていない場合は、
再支給分の申請を同時に行う
ことで支給を受けることがで
きます。対象者は必要書類を
揃えて申請期間内に手続きを
してください。また、令和2
年12月10日までに「基本給付」
の支給を受けている人は、令
和2年12月25日に前回と同じ
振込口座へ支給していますの
で入金を確認ください。
◆支給対象者
「基本給付金（再支給含む）」
次の①から③のいずれかに該
当する人
①令和2年6月分の児童扶養
手当が支給される人
②公的年金等を受給しており
令和2年6月分の児童扶養
手当が全額支給停止の人
③新型コロナウイルス感染症
の影響を受けて家計が急変

売電なども含まれますので
注意ください。
◆申告方法
エルタックスによる申告、
または税務課、須木庁舎住民
生活課、野尻庁舎住民生活課
窓口、郵送にて申告書を提出
ください。
◆申告締切 2月1日（月曜）
◆税務課（資産税グループ）
Tel. 23・0115

令和3年度放課後
児童クラブの申込受付
令和3年度の放課後児童ク
ラブ入会申し込みを受け付け
ます。
◆対象児童
保護者が仕事などにより昼
間家庭にいない小学生
◆申込方法
令和3年4月から利用を希
望する人は、現在入会してい
る人も含めて入会申請書を提
出ください。
◆申請書配布場所
各放課後児童クラブ、子育
て支援課、野尻庁舎住民生活
課
※市ホームページからもダウ

ンロードできます。
◆放課後児童クラブ
①小林小放課後児童クラブ
（小林小学校内施設）
②南小放課後児童クラブ
（南保育園内）
③三松小放課後児童クラブ
（三松小学校内施設）
④細野小放課後児童クラブ
（細野小学校内教室）
⑤こぼと放課後児童クラブ
（こぼと保育園内）
⑥東方放課後児童クラブ
（東方保育園内）
⑦西小林放課後児童クラブ
（西小林保育園内）
⑧野尻放課後児童クラブ
（野尻小学校前施設）
⑨紙屋小放課後児童クラブ
（紙屋小学校内教室）
⑩栗須小放課後児童クラブ
（栗須小学校内教室）
⑪三松小第2放課後児童クラ
ブ（三松公民館）
⑫緑ヶ丘放課後児童クラブ
（市役所第4別館隣）
⑬大塚原放課後児童クラブ
（大塚原認定こども園内）
⑭三松小第3放課後児童クラ
ブ（農村環境改善センター）
※令和3年度は、生活科室か
ら改善センターに変更予定
⑮キッズサポートルームH U

するなど、収入が児童扶養
手当を受給している人と同
じ水準となっている人
「追加給付金」
基本給付金対象の①と②に
該当する人のうち、新型コロナ
ウイルス感染症の影響を受
けて家計が急変し、収入が大
きく減少している人
◆支給額
◆基本給付金（再支給含む）
1世帯5万円、第2子以降
1人につき3万円加算
▼追加給付金
1世帯5万円
※給付金の振り込みは、申請
内容の審査及び支給決定後に
随時行います
◆申請期限
・窓口 2月26日（金曜）
・郵送 2月28日（日曜）
※1月4日から受付中
※郵送の場合は期限日必着
◆申請書の配布
市ホームページからダウ
ンロードするか、子育て支援課
窓口で配布します。
※現在、児童扶養手当の認定
を受けていない人も、支給
対象者となる場合があります
※申請するときは、顔写真付
の本人確認ができるもの、

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の
“振り込め詐欺” や “個人情報の搾取”
にご注意ください
不審な電話や郵便があった場合は、下記まで連絡ください。
・子育て支援課 Tel. 23-1278
・小林警察署 Tel. 23-0110
・警察相談専用電話 #9110

●厚生労働省
「ひとり親世帯臨時特別給付
金」コールセンター
Tel. 0120・400・903
（受付：平日9時～18時）
QRコード
市ホームページ

宮崎ねりんピック
2021参加者募集
◆対象者
県内在住の60歳以上の人
※昭和37年4月1日以前生
◆参加料 500円
※種目によって別途プレイ代
が必要
◆申込期間
2月1日（月曜）
～2月26日（金曜）
◆開催日
5月16日（日曜）
～6月6日（日曜）
※競技により日程が異なる

募集
G通り町（小林市通り町）
※⑭・⑮は新設
▼受付期間
1月27日（水曜）
～2月17日（水曜）
※土日、祝日を除く
※申し込み多数の場合は選考
▼受付場所
各放課後児童クラブ
◆問
・子育て支援課
Tel. 23・1278

◆場所
ひなた県総合運動公園ほか
◆競技種目
▼スポーツ種目（26種目）
ラージボール卓球、テニス、
ソフトテニス、ゲートボール、
ペタンク、ターゲット・パー
ドゴルフ、グラウンド・ゴル
フ、バウンドテニス、ミニバ
レーボール、ソフトバレーボ
ール、ミニテニス、弓道、剣道、
なぎなた、太極拳、四半的弓
道、ボウリング、ゴルフ、サ
ッカー、ラグビーフットボ
ール、パークゴルフ、水泳、卓
球バレー、ダンススポーツ、
還暦軟式野球、ソフトボ
ール
▼文化種目（3種目）
囲碁、将棋、健康マージヤ
ン
※競技詳細や会場、申込方法
などは問い合わせください
※申し込み多数の場合は抽選
◆申・問
・長寿介護課
Tel. 23・1140
・須木庁舎住民生活課
Tel. 48・3132
・野尻庁舎住民生活課
Tel. 44・1100
・県社会福祉協議会長寿社会
推進センター
Tel. 0985・31・9630

パブリックコメント
意見を募集します
次の計画に対する意見を募
集します。「意見等提出書」
に必要事項を記入し、担当課
窓口へ持参、郵便、ファック
ス、メールのいずれかの方法
で提出ください。
◆募集期間 1月12日（火曜）
～2月10日（水曜）
◆閲覧場所
市ホームページ、情報公開
室（総務課内）、長寿介護課、
健康推進課、須木庁舎地域振
興課、野尻庁舎地域振興課、
西小林出張所、紙屋出張所、
中央公民館、文化会館、市立
図書館（本館、須木野尻分館）
◆問・長寿介護課
Tel. 23・1140
FAX 23・4934
Mail k.kaigo@city.
kobayashi.jp
◆「しもろ地域成年後見制度
利用促進基本計画（案）」
◆募集期間 1月12日（火曜）

◆「第6期小林市障がい福祉計
画・第2期小林市障がい児福
祉計画（案）」
◆募集期間 1月25日（月曜）
～2月24日（水曜）
◆閲覧場所
市ホームページ、情報公開
室（総務課内）、福祉課、須
木庁舎住民生活課、野尻庁舎
住民生活課、西小林出張所、
紙屋出張所、
◆問・福祉課
Tel. 23・0111
FAX 23・4934
Mail k.fukushi@city.
kobayashi.jp

令和3年度 小規模特認校制度

小規模特認校制度とは、一定の条件のもと、小規模校の特性を活かし特定の通学区域外からの転入学を認めるものです。

- ◆対象校(指定校)
・幸ヶ丘小学校
※複式指導をしています
◆転入学条件
・本来通学すべき学校が、小林小学校または三松小学校の児童である。
・保護者の責任において、通学する児童を送迎できる。
・転入先のPTA活動や学校の指導体制などに関し全面的に協力できる。
・1年以上の通年通学ができる。
※詳細は問い合わせください
◆申請方法
申請書により、学校教育課へ申請ください。
◆申込期限
2月10日(水曜)
◆申・問
学校教育課
Tel 23・0424

講座・催し

のじり生涯学習講座 EMボカシ講座

米のとき汁、EM菌を使って肥料作りを学び、今後の野菜作りに活用しませんか。

- ◆日時
3月1日(月曜) 10時~12時
◆場所
野尻庁舎2階(第2会議室)
◆参加費
無料
◆定員
10人
◆対象
市内在住・在勤の申込締切
2月15日(月曜)
◆申込方法
教育部野尻分室窓口または、電話で申し込みください。
◆受付時間
月曜~金曜の9時~17時 ※祝日を除く
◆申・問
教育部野尻分室
Tel 44・1100

法律を学びませんか 第6回法律講座

市では、法務専門監(法曹有資格者)による法律講座を開催しています(今年度は全6回)。第6回のテーマは「ハラスメントの証拠を裁判官はどう裁くのか?」です。参加費無料ですので、気軽に参加ください。

- ◆日時
2月13日(土曜) 14時~17時
◆場所
小林中央公民館1階会議室
◆対象
市内在住・在勤・在学の人
◆参加費
無料
◆定員
30人
◆申込締切
2月1日(月曜)
◆申込方法
市民課へ電話で申し込みください。
◆受付時間
月曜~金曜の9時~17時 ※祝日を除く
◆申・問
市民課
Tel 23・1141

保健・福祉

フッ化物塗布体験と歯の健康相談

フッ化物塗布体験と歯の健康相談を行います。ぜひご利用ください。

- ◆日時
2月7日(日曜) 10時~11時受付
◆場所
市保健センター
◆参加料
無料
◆対象
3歳~小学生
◆定員(先着)
・フッ化物塗布 50人
・健康相談 6人
◆申込期間
1月18日(月曜)~2月5日(金曜)
※定員になり次第終了
◆申込方法
健康推進課へ電話で申し込みください。
◆受付時間
月曜~金曜の9時~17時 ※祝日を除く
◆注意事項
・歯みがきをすませてきてください。
・必ず保護者同伴でお越しください。
・母子健康手帳を持参ください。

こぼやし福祉推進大会

- ◆日時
2月5日(金曜) 13時30分開会
◆場所
文化会館
◆内容
福祉分野で活動された個人や団体の表彰、金婚夫婦のお祝い、小林市友愛クラブ会員の米寿祝い、アトラクション、福祉ショップなど
◆その他
11月15日の回覧で金婚夫婦の募集チラシを配布しています。申し込み忘れの人は連絡ください。
◆問・福祉課
Tel 23・0111

住居確保給付金給付要件が拡大しました

住居確保給付金とは、離職などにより経済的に困っており、住居を失った人、または失うおそれのある人に、就労に向けた活動を行うことを条件に、一時的に住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労による自立を図るものです。

- ◆支給額
家賃相当額は上限額が設定されており、収入に応じて算定された額を支給します。
・単身世帯 2万9千円
・2人世帯 3万5千円
・3~5人世帯 3万8千円
※6人以上世帯は問い合わせください。
◆支給期間
3か月間(ただし、一定の条件により3か月間ごとに最長12か月までの延長が可能)

◆支給方法

大家(賃貸住宅の貸主)または、不動産仲介業者などへの代理納付

- ◆申・問
小林市生活自立相談支援センター
Tel 23・0338
※毎週月曜~金曜9時~16時
〒886・0004
小林市細野367番地1
(小林市社会福祉センター本館)

生活保護の受給要件などについて

生活保護制度は高齢や病気などで収入が少なくなり、どうしても生活ができなくなるおそれがあるときに、国が健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように援助することを目的とした制度です。

- ◆受給要件
あらゆる手をつくしても生活を維持することができないときは、誰でも平等に受けることができますが、次のような要件があります。

▼能力の活用

働ける人は自分の能力に応じて働いてください。

▼資産の活用

生活必需品以外の余分な資産(自動車、土地、建物、預貯金など)は、売却するなどして、生活のために活用ください。

▼扶養義務者の援助

親、子、兄弟姉妹などから援助を受けられる場合は援助してもらってください。

▼他法、他制度の活用

年金や手当、雇用保険など、他の制度によって支給されるものは活用ください。

◆その他

国が定めた最低生活費と、世帯すべての収入を比べて、最低生活費より収入が少ないときに、不足分が生活保護費として支給されます。申請から決定まで、各種調査に日数がかかりますので、早めに相談ください。

●問

福祉課(生活支援グループ)
Tel 23・0111

オレンジカフェに参加してみませんか

地域の子どもや高齢者、認知症の人やその家族など、誰でも気軽に参加し、交流を深める場です。申込み不要ですので、会場にお越しください。

◆オレンジカフェ開催一覧

Table with 5 columns: 地区, 日程, 時間, 場所, 参加費. Rows include 須木 and 野尻 locations.

※感染症の拡大などで休みとなる場合があります。
※次の会場はしばらく休みとなります。
・小林地区(細野小学校、細野団地集会所、慈敬園交流スペース)

家族介護者の集いに参加してみませんか

介護をしている人たちが悩みを出し合い、介護に対する「思い」を共有する集いを開催します。介護経験などを語り合っているとき、そこから何かヒントを見つけていただければ幸いです。どなたでも参加できます。

- ◆日時
2月13日(土曜) 13時30分~15時
◆場所
小林市地域包括支援センター
◆内容
懇談会
◆参加費
無料
◆その他
申込み不要
◆問
小林市地域包括支援センター
Tel 25・0707

植樹祭中止について

2月6日(土曜)に野尻地区で開催予定の植樹祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。
●問=農業振興課
Tel 23-0333

その他

歯科衛生士の 復職支援相談会

歯科医療機関への復職を考
えている歯科衛生士を対象に
「復職支援相談会」を実施し
ます。

◆日時

2月13日（土曜）
14時～16時

◆場所

宮崎県歯科医師会館
（宮崎市清水1丁目12番2号）

都城歯科医師会館

（都城市八幡町11・3）

◆参加料 無料

◆対象 歯科衛生士の資格を
有しており、歯科医療機関へ
の復職を考えている人

◆申込期間

1月15日（金曜）

～2月12日（金曜）

◆申込方法 電話で申し込み
ください。

◆その他 参加者にはパー
リポングッズを呈呈

●問

宮崎県歯科医師会事務局

TEL 0985・29・0055

タクシーがテイクアウト料理をお届け！ 「タク配Eats」配達料の一部を助成します

飲食店およびタクシー事業者への支援事業として、宮崎県タ
クシー協会が実施する「タク配Eats」の配達料の一部を助
成します。

◆助成期間 令和3年3月31日（水曜）まで

◆配達料金 300円（助成後の料金）

・予算が無くなり次第助成は終了します。

・料理の代金は別途必要です。

・料理の品数によっては、追加料金が発生する場合があります。

◆注意事項

・注文できる店舗は事業加盟店舗に限ります。

※店舗は『宮崎県タクシー協会』のホームページに掲載

・配達エリアは店舗から自宅まで概ね3キロ以内。

●問・企画政策課 TEL 23・0456

宮崎県タクシー協会HP (<https://www.mztaxi.jp/takuhai>)

小林市版 地元のごちそうを食べて応援！ 地元の店を守ろう！

タクハイ イーツ

期間限定 令和3年3月末まで

外食にも気をつかうこの時期！
いつも行きたいのになかなか行けない！
そんなとき、タクシーで料理をお届けします。

配達料金 **¥300** ※

※料理の品数によっては、追加料
金が発生する場合があります

ご利用方法

- ①登録店へ電話で注文
- ②お店が「タク配Eats」を手配
- ③料理が届く

各店QR決済OK

※同時に人の乗車はできません。人
が乗車する場合は通常のタクシー
運行になります。

ご利用できる飲食店はここをチェック！
加盟店も同時募集中！
代金回収の手間も省けます！

お問い合わせは

- 三和交通（株）小林本社 0984-23-2131
- 宮交タクシー（株）小林営業所 0984-23-3121

小林市高速情報通信網整備事業 光インターネットサービスが開始されます

西小林地区、内山地区で、光インターネットサービスの提供
が始まります。そこで、光インターネットサービスの内容や申
込方法、利用料金などについて、説明会・個別相談会を開催し
ますので、お気軽に参加ください。

◆サービス提供開始地区

▼西小林地区

・申込開始 3月1日（月曜）

・提供開始 3月14日（日曜）

▼内山地区（須木）

・申込開始 3月14日（日曜）

・提供開始 3月22日（月曜）

◆地区説明・個別相談会の案内

日時	場所
2月13日（土曜）	西ノ原農村集会所
① 10時～11時30分	
② 13時～14時30分	
③ 18時～19時30分	
2月14日（日曜）	深草営農研修館
① 10時～11時30分	
② 15時～16時30分	
③ 18時～19時30分	
2月21日（日曜）	西小林地区公民館
① 13時30分～15時	
③ 18時～19時30分	
	内山地域福祉センター

※都合の良い会場・時間帯に参加ください

◆悪質な勧誘に注意

工事費や通信費が安くなるなど、強引に契約を迫る不審な電
話や訪問を受けたときは、連絡ください。

●問

企画政策課 TEL 23・0456

須木庁舎地域振興課 TEL 48・3130



【ご注意ください！】

新型コロナウイルス感染症の状況によって、記載の催しなどが中止・延期の場合があります。詳しくは各問合せ先に確認ください。